

## 高齢者災害時個別避難計画について

### 1 概要

個別避難計画は、令和3年5月の災害対策基本法の改正により市町村による作成が努力義務とされ、また、特に避難の必要性が高いと考えられる高齢者については、令和7年度までに作成を完了することが求められており、現在、風水害を想定した個別避難計画の作成を進めるためのマニュアルの策定を進めています。これまでに、市内の福祉関係者や庁内関係機関職員を構成員とする検討会で検討を行いまして、マニュアルの素案がまとまりましたので、概要について報告いたします。

### 2 基本方針

個別避難計画は、高齢者等が御自身であらかじめ避難の仕方を決め、計画の中に記載することで、防災意識、対応力を高めていただき、いざと言う時のための備えをいただくものです。また、避難支援は、自助・地域（近隣）の共助が基本とされています。しかしながら、特に避難の必要性が高いと考えられる高齢者につきましては、食事、排せつ、服薬確認などの優先業務に基づくサービスの対象となることが予想され、場合によっては、事前にショートステイ等の利用を促すことなどもありえることから、本市では、平時から高齢者本人の心身の状況や生活実態等を把握しているケアマネジャーに依頼し、平常時のケアプラン等の作成に合わせ、当該高齢者等と相談しながら個別避難計画の作成を進めます。

なお、同計画の作成は1からのスタートとなります。まずは、様式のすべての項目を記載するなどの完璧は求めず、作成支援を進める中で、課題を1つ1つ解消することを目指します。

### 3 責任・義務

個別避難計画に記入いただく避難支援者については、災害発生時または、その恐れが生じたとき、自分や家族の安全を確保した上で、高齢者等の避難支援をします。

また、災害時に避難支援者が不在、または避難支援者自身が被災した場合など、計画どおりに避難支援できなくても、責任や義務を負うものではありません。

本市では、これら責任・義務に同意された高齢者等（同意書に署名）に対しまして、当該高齢者等と相談しながら個別避難計画の作成を支援します。

#### 4 特に避難の必要性が高いと考えられる高齢者（約2,500人）

次のいずれかに該当する介護サービスを利用する在宅者（有料老人ホーム等入居者は除く。）について、令和7年度までに個別避難計画の作成を進めます。

対象者は、別途提供します「管理ツール」に住所や構造等を入力することで、把握できます。

- ・要介護3以上で単身等（独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在または日中独居）
- ・要介護3以上で寝たきり（障害高齢者の日常生活自立度ランク B 以上）
- ・要介護3以上で特別な医療を受けている（認定調査票の処置内容、特別な対応が1以上）
- ・その他（介護サービスを受けている方で、担当ケアマネジャー等が作成の必要性が高いと判断した者）

#### 5 個別避難計画の更新の考え方

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）では、個別避難計画の更新タイミングは、本人家族の申出や高齢者本人の状態の変化等を例示として挙げていますが、本市では依頼するケアマネジャー等の負担をできる限り軽減するため、更新については、避難時の配慮に関する事項や避難場所、避難経路の情報等、重大な変更が生じるものに限定します。

なお、変更が必要な事由については、作成を進める中で修正することが予想されますので、マニュアルには記載せず、別途 Q&A 等で例示します。

#### 6 マニュアルの構成

本市では、ケアマネジャー等に依頼し、ケアプランの更新等の機会を捉えて、本人・家族等と相談しながら個別避難計画の作成を進めます。

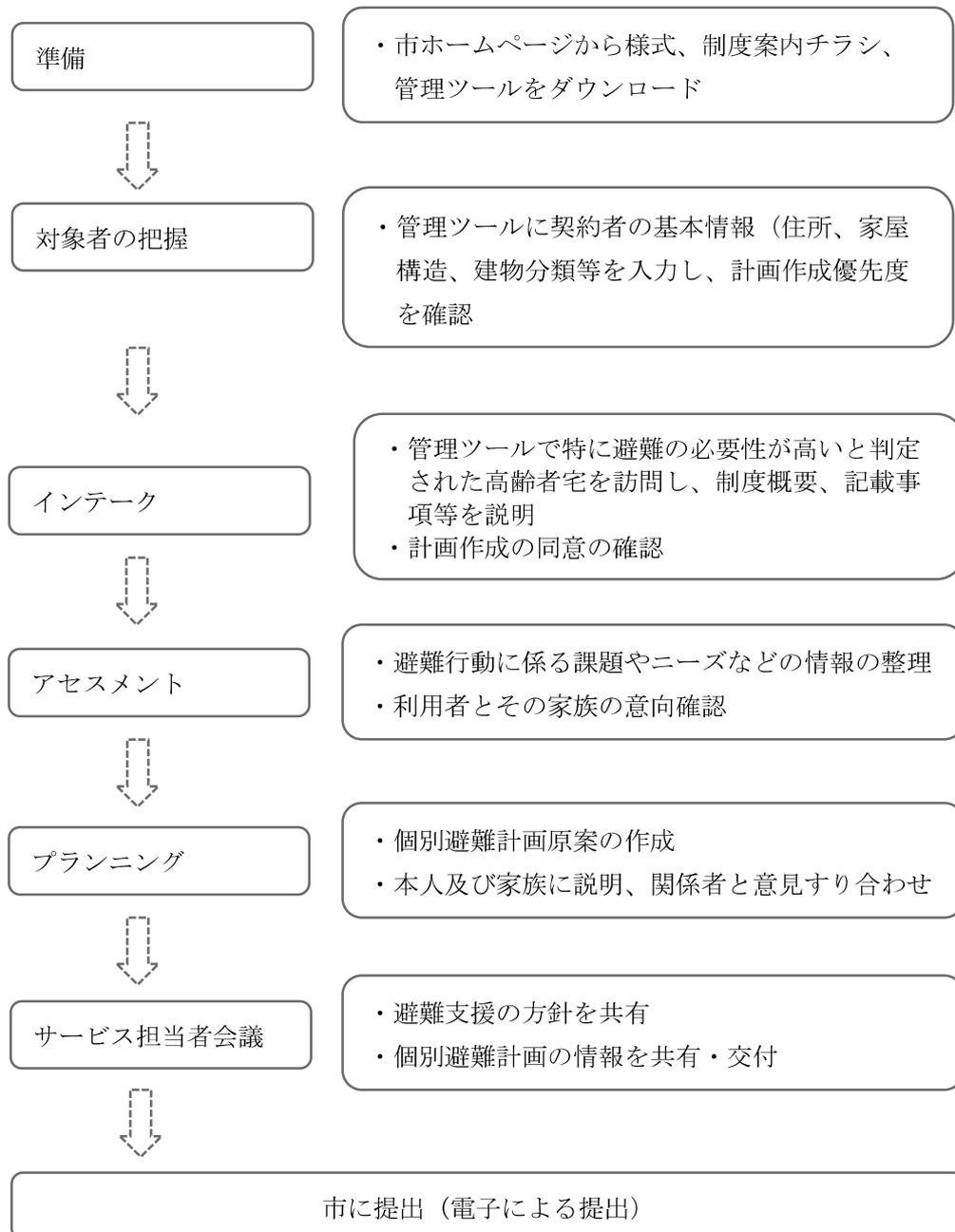
本マニュアルは、ケアマネジャー等がケアプランに位置付けている関係者と意見調整しながら計画を作成するために必要と考えられる情報を整理したもので、マニュアルの構成は次のとおりとなります。

- (1) 個別避難計画の概要
- (2) 計画作成の進め方【風水害編】
- (3) 計画の提出・見直し
- (4) 参考資料
  - ◇ ガイドマップかわさきの活用
  - ◇ 災害危険性に基づく避難の考え方
  - ◇ 浸水継続時間
  - ◇ 緊急避難場所の開設のタイミング
  - ◇ 避難情報の発令基準となる「警戒レベル相当情報」…
  - ◇ 避難情報の入手方法
  - ◇ 地域における見守り活動の 先進 事例
  - ◇ 川崎市災害時要援護者 避難 支援制度
  - ◇ ペットの同行避難

## 7 計画作成の進め方【風水害編】

個別避難計画が作成されている場合であっても、避難支援者による避難支援は保障されるものではなく、また、災害発生時は、避難支援者自身やその家族の安全確保が優先されます。そのため、本市では、特に避難の必要性が高いと考えられる高齢者の避難のタイミングは事前のショートステイの利用など避難支援者自身等の安全確保が可能な警戒レベル3の避難情報が発令される前とし、避難支援の内容は、御家族や日常の生活を支援する関係者と御協力いただける範囲等について調整を行いながら個別避難計画の作成を進めます。

作成の流れ（参考）



## 8 各関係団体等の役割等

令和7年度までに作成する個別避難計画は、作成を進めながら課題を1つ1つ解消し、更新を重ねることで、実効性のある避難支援を目指しています。そのため、市は、提出された個別避難計画の管理、作成指導等を行い、地域包括支援センターほか本人の日常生活を支援する関係者と情報等の共有を図りまして、避難支援に係る制度上の課題やその対応、地域の実情に合わせた各関係団体等の役割や避難支援の在り方の検討、見直しを進めてまいります。

### <各関係団体等の役割（イメージ）>

川崎市	・提出された計画の確認・管理、報酬支払、計画の作成指導、個別避難計画に関する理解の促進等 ・地域特性に応じた情報提供や取組支援、災害時の計画の活用及び提供
地域包括支援センター	・個別ケア会議や地域ケア会議等を活用した情報収集・提供
本人の日常生活を支援する関係者	・ケアプランに基づき提供する避難支援や避難先での生活支援等

## 9 作成支援費（予定）

個別避難計画を作成した場合、1件当たり7,000円をお支払いします。

請求書は、個別避難計画の提出の際に、御提出いただきます。

## 10 問い合わせ

個別避難計画の作成等に対する問い合わせ先は次のとおりとなります。

- ・個別避難計画の作成、更新及び作成支援費に関すること

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係 044-200-2687

- ・個別避難計画の提出に関すること

川崎市健康福祉局総務部危機管理担当 044-200-0784

※令和6年度以降の問い合わせは、コールセンターによる対応を検討中です。

## 11 スケジュール

令和5年12月下旬 災害時個別避難計画導入支援 マニュアル（高齢者版）  
及び Q&A 公表

ケアマネジャー等向け管理ツールを公開

令和6年1月17日 「個別避難計画」作成支援者研修会①

川崎市本庁舎 2階ホール（川崎区宮本町1番地）

令和6年1月29日 「個別避難計画」作成支援者研修会②

ANIMAMALL かわさき（中原区上平間1700番地8）

令和6年2月14日 「個別避難計画」作成支援者研修会③  
多摩区役所6階 601会議室（多摩区登戸1775番地1）  
※研修会資料及び資料にナレーションを入れた解説動画を2月中旬までに市HPにて公開します。  
※研修会後は、研修会事務局（国土防災技術㈱）にてメール・電話等で問合せ対応を行うほか、問合せ結果等をQ&A集にまとめ市HP等で公開します。

令和6年3月～ 個別避難計画の作成開始

利用者の災害時避難のための計画づくりを学ぶ

# 「個別避難計画」作成支援者研修会

川崎市では、令和5年度より、災害時に自ら避難することが困難な高齢者等の避難支援のための計画（個別避難計画）の作成を進めることとなりました。

本研修会では、個別避難計画について理解を深め、近日公開予定のマニュアルに沿って具体的な計画作成の支援方法を学びます。

貴事業所におかれましては、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、要支援者の避難支援体制の構築に向け、本研修会にご参加いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。



## 第1回 南部地域

日時：令和6年1月17日（水）14:00～16:00  
場所：川崎市本庁舎 2階ホール  
（川崎区宮本町1番地）

## 第2回 中部地域

日時：令和6年1月29日（月）13:30～15:30  
場所：ANIMAMALLかわさき  
（中原区上平間1700番地8）

## 第3回 北部地域

日時：令和6年2月14日（水）14:00～16:00  
場所：多摩区役所6階 601会議室  
（多摩区登戸1775番地1）

## 参加対象

### 介護支援専門員

居宅介護支援事業所、  
小規模多機能型居宅介護事業所、  
看護小規模多機能型居宅介護事業所に所属する方

※地域包括支援センターや  
関心のある介護保険事業所  
からの参加も可能です

※ 本研修は、川崎市が国土防災技術株式会社に業務委託のうえ実施いたします。

※ 研修内容の都合により、第1回は南部地域（川崎区・幸区）、第2回は中部地域（中原区・高津区）、第3回は北部地域（宮前区・多摩区・麻生区）の事業所からの参加を推奨しますが、その他の地域からの参加も可能です。

※ 本研修会は対面開催であり、オンライン配信等はありません。いずれの回にも参加が難しい場合は、市ホームページで公開予定（2月中旬頃）の解説動画をご覧ください。

※ 本研修会の案内はこちらの市ホームページに掲載しています。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000156729.html>)

## 参加申込はこちらから →

<https://logoform.jp/form/FUQz/423898>

フォームからの入力が難しい場合は、次の内容を問合せ先（メールアドレス）に送信してください。



## 問合せ先

ご不明点などお気軽にお問合せください

国土防災技術株式会社（川崎市業務委託先）  
技術本部技術推進部内  
個別避難計画作成研修会事務局  
（担当：大沼、大木、水島）  
さいたま市浦和区北浦和2-12-11  
TEL：048-833-0421（平日9:00-17:00）  
Email：[bosai@jce.co.jp](mailto:bosai@jce.co.jp)

- ①氏名、②ふりがな、③役職、
- ④事業所名、⑤メールアドレス、
- ⑥電話番号、⑦主な活動範囲  
（中学校区）、⑧参加回

※申込締切  
第1回：1月10日（水）  
第2回：1月22日（月）  
第3回：2月7日（水）